

愛媛労働局発表
令和6年5月31日

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

課長 亀田 典男

課長補佐 西本 直樹

電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

令和5年の労働災害発生状況について

～ 「転倒」による労働災害が大幅に増加 ～

愛媛労働局（局長 小宮山 弘樹）は、愛媛県の令和5年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。令和5年の労働災害による死亡者数は10人（前年比2人減）、休業4日以上の死傷者数は1,550人（前年比33人増・2.2%増）となりました。

特に近年増加傾向にあります、「転倒」による災害は408人と前年から48人・13.3%の増加となり、そのうち「50歳以上」の占める割合は71.3%となっています。

「愛媛第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度）では、令和9年までに、死亡災害を7人以下（過去最少）とし、休業4日以上の死傷災害を令和4年比で5%以上減少させることを目標にしており、目標達成に向け、高年齢労働者等の転倒災害、建設業等特定の業種における災害の防止対策を推進してまいります。

【令和5年の労働災害の発生状況（概要）】

1. 死亡者数

- ・死亡者数 10人（前年比2人減）
- ・業種別 「建設業」5人、「商業」2人、「林業」・「清掃と畜業」・「その他」各1人
- ・事故の型別
「墜落・転落」5人、「激突され」2人、「はさまれ・巻き込まれ」・「爆発」・「交通事故」各1人

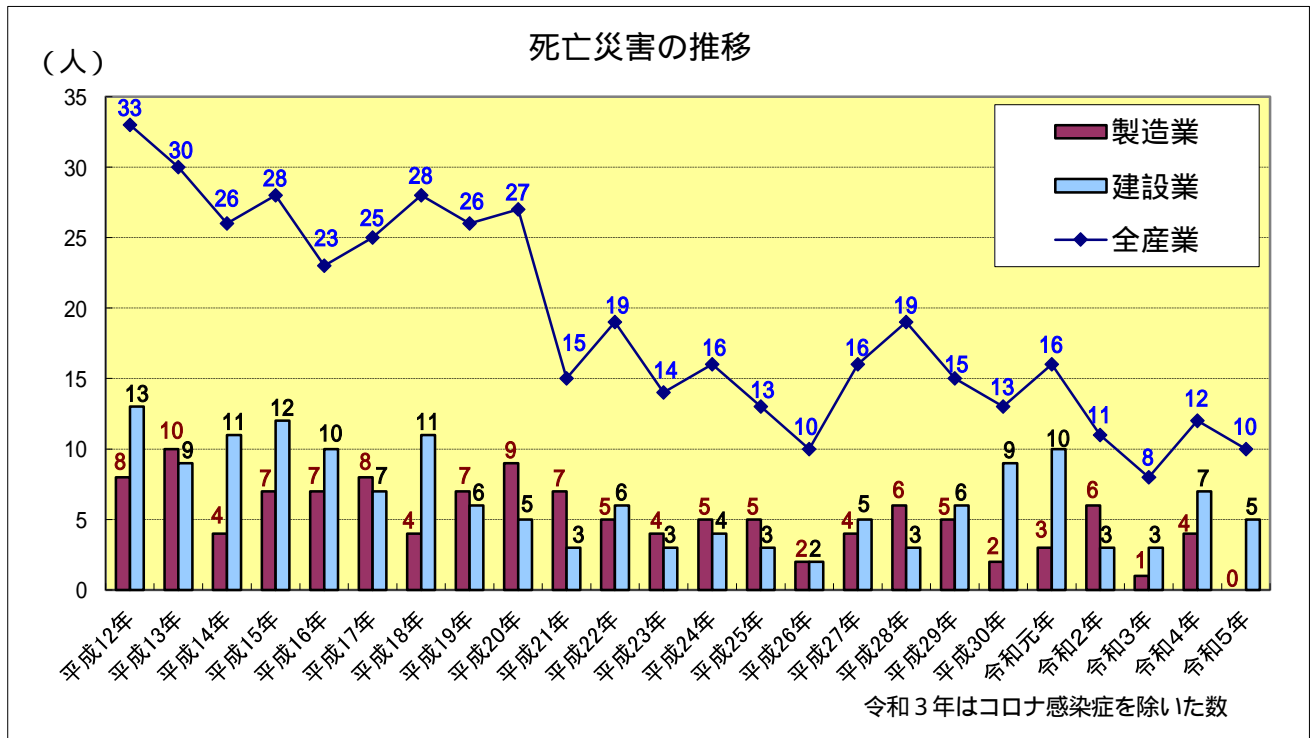
2. 死傷者数（休業4日以上・新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

- ・死傷者数 1,550人（前年比33人、2.2%増）
- ・業種別（上位5業種、（ ）内は前年比）
「製造業」412人（9人 2.2%増）、「商業」226人（10人 4.6%増）、「保健衛生業」200人（21人 11.7%増）、「建設業」170人（36人 17.5%減）、「道路貨物運送業」157人（2人 1.3%減）
- ・事故の型別（上位5種別、（ ）内は全体に占める割合）
「転倒」408人（26.3%）、「墜落・転落」277人（17.9%）、「はさまれ・巻き込まれ」182人（11.7%）
「動作の反動・無理な動作」177人（11.4%）、「交通事故」111人（7.2%）

1 令和5年の死亡災害

(1) 死亡者数の推移

- ・愛媛県内の死亡災害は、減少傾向にあります。
- ・令和5年の死亡者数は10人でした。前年の12人から2人減少しました。



(2) 業種別の死亡災害発生状況

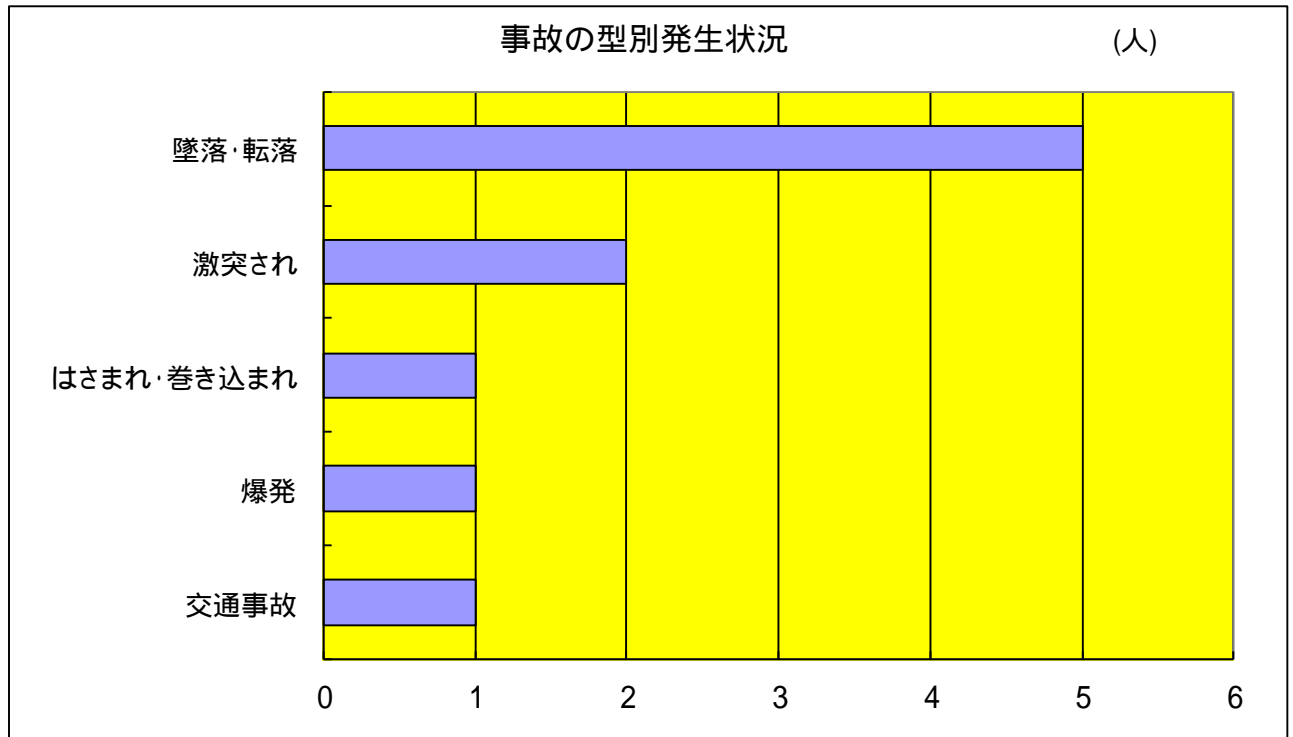
- ・令和5年業種別死亡者数は、「建設業」5人が最も多く（全死亡者数に占める割合は50.0%）、「商業」が2人（20.0%）、「鉄道・道路旅客業」、「林業」、「清掃と畜業」がそれぞれ1人（各10.0%）でした。
- ・「建設業」の令和5年死亡者5人について、令和4年死亡者7人から2人減少しました。
- ・「製造業」の令和5年死亡者は0人でした。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全産業	19	15	13	16	11	8	12	10
製造業	6	5	2	3	6	1	4	0
建設業	3	6	9	10	3	3	7	5
道路貨物運送業	0	2	0	0	0	0	0	0
農業	1	0	0	0	0	0	0	0
林業	2	1	0	0	0	1	0	1
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	2	0	1	0	0	1	0	2
接客娯楽業	1	0	0	0	0	0	0	0
清掃と畜業	3	0	0	0	1	0	0	1
上記以外	1	1	1	3	1	2	1	1

令和3年はコロナ感染症を除いた数値

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

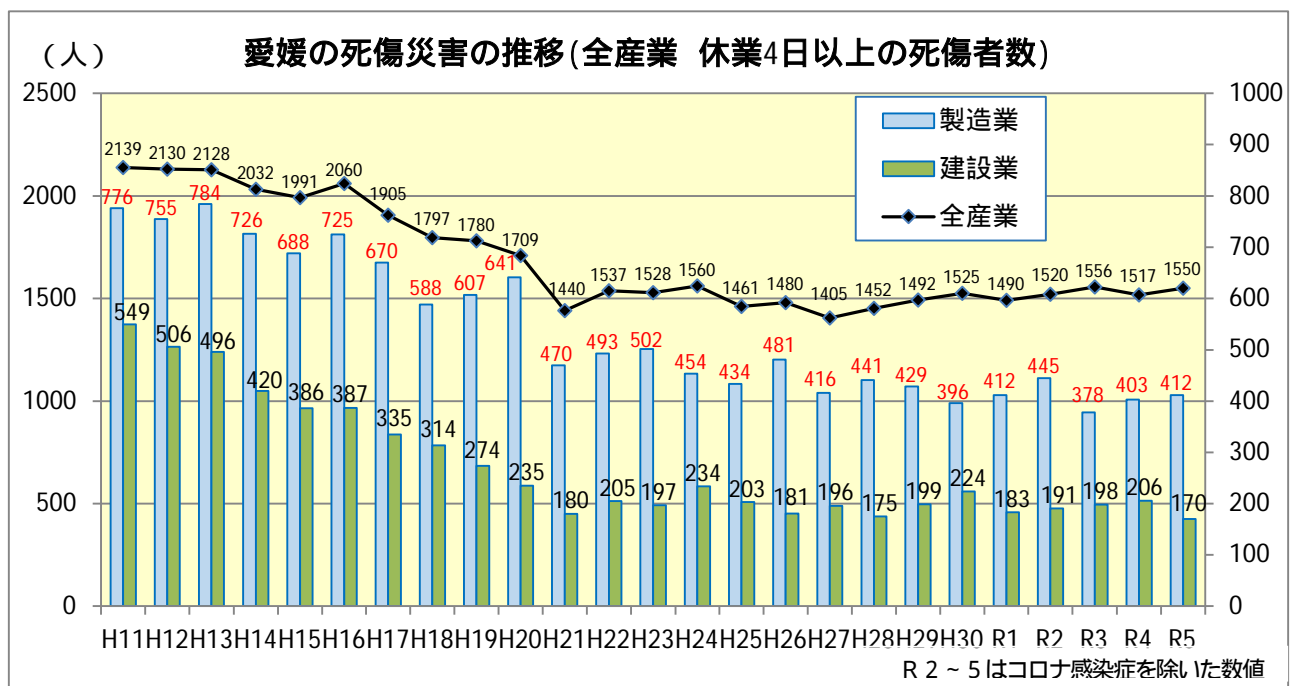
- ・令和5年死亡災害事故の型別では「墜落・転落」5人(全死亡者数に占める割合は、50.0%)が最も多く、次いで「激突され」2人(同20.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」「爆発」「交通事故」各1人(各10.0%)でした。



2 令和5年の死傷災害

(1) 死傷者数の推移

- ・愛媛県下の死傷災害は、長期的には減少傾向ですが、平成21年以降横ばい状態となり、さらに平成27年以降増加傾向にあります。
- ・令和5年「全産業」の死傷者数は1,550人でした。前年から33人増加(+2.2%)しました。
- ・令和5年「建設業」の死傷者数170人は過去最少でした。



(2) 主な業種別の発生状況

- ・令和5年の業種別死傷者数では「製造業」412人(全体に占める割合26.6%)、「商業」226人(14.6%)、「保健衛生業」200人(12.9%)、「建設業」170人(11.0%)、「道路貨物運送業」157人(10.1%)の順でした。
- ・令和4年と比べ最も多く死傷者が増加した業種は「林業」であり、23人増加(増減率+115.0%)しました。次いで増加数が多かった業種は「保健衛生業」であり、21人増加(増減率+11.7%)でした。
- ・令和4年と比べ最も多く死傷者が減少した業種は「建設業」であり、36人減少(増減率-17.5%)しました。次いで減少数が多かった業種は「農業」であり、14人減少(増減率-28.6%)でした。
- ・令和5年「第三次産業」全体の死傷者数は675人でした。前年と比べ51人増加(増減率+8.2%)しました。
- ・令和5年「第三次産業」の主な業種の死傷者の状況は、「商業」226人(10人増加)、「保健衛生業」200人(21人増加)、「接客娯楽業」71人(8人増加)で、3業種ともに前年と比べ増加しました。

主要な業種別の死傷者数 (増加業種は黄色で表示)

(人)

	令和4年	令和5年	全産業に占める割合(%)	増減数	増減率(%)
全産業	1,517	1,550	-	+33	+2.2%
製造業	403	412	26.6	+9	+2.2%
建設業	206	170	11.0	-36	-17.5%
道路貨物運送業	159	157	10.1	-2	-1.3%
林業	20	43	2.8	+23	+115.0%
第三次産業	624	675	43.5	+51	+8.2%
うち商業	216	226	14.6	+10	+4.6%
うち小売業	157	167	10.8	+10	+6.4%
うち保健衛生業	179	200	12.9	+21	+11.7%
うち社会福祉施設	134	137	8.8	+3	+2.2%
うち接客娯楽業	63	71	4.6	+8	+12.7%
うち飲食店	39	42	2.7	+3	+7.7%
うちその他の第三次産業	166	178	11.5	+12	+7.2%
上記以外	105	93	6.0	-12	-11.4%

(3) 事故の型別発生状況

- ・令和5年「全産業」における事故の型別死傷者数は「転倒」408人が最も多く、次いで、「墜落・転落」277人、「はさまれ・巻き込まれ」182人の順でした。
- ・令和5年「製造業」においては「はさまれ・巻き込まれ」100人が、「建設業」においては「墜落・転落」58人が、「道路貨物運送業」においては「墜落・転落」56人が、「林業」においては「激突され」10人がそれぞれ最も死傷者数が多い事故の型でした。
- ・令和5年「第三次産業」全体における最も多い事故の型別死傷者数は「転倒」250人でした。「全産業」の「転倒」死傷者408人のうち、250人(61.3%)が「第三次産業」において発生しました。

事故の型別死傷災害発生状況(令和5年)

(人)

業種	1位	2位	3位
全産業 1,550(100%)	転倒 408 (26.3%)	墜落・転落 277 (17.9%)	はさまれ・巻き込まれ 182 (11.7%)
製造業 412 (100%)	はさまれ・巻き込まれ 100 (24.3%)	転倒 86 (20.9%)	墜落・転落 61 (14.8%)
建設業 170 (100%)	墜落・転落 58 (34.1%)	はさまれ・巻き込まれ 25 (14.7%)	転倒 15 (8.8%)
道路貨物運送業 157 (100%)	墜落・転落 56 (35.7%)	転倒 31 (19.7%)	動作の反動・無理な動作 27 (17.2%)
林業 43 (100%)	激突され 10 (23.3%)	切れ・こすれ 7 (16.3%)	飛来・落下 6 (14.0%)
第三次産業 675 (100%)	転倒 250 (37.0%)	動作の反動・無理な動作 101 (15.0%)	交通事故 83 (12.3%)
うち小売業 167 (100%)	転倒 63 (37.7%)	交通事故 25 (15.0%)	動作の反動・無理な動作 20(12.0%)
うち社会福祉施設 137 (100%)	転倒 54 (39.4%)	動作の反動・無理な動作 35(25.5%)	墜落・転落 15 (10.9%)

(4) 起因物別発生状況

・令和5年「全産業」の起因物別死傷者数は、「仮設物・建築物・構築物等」(足場、通路、階段など)406人が最も多く、次いで「動力運搬機」156人、「用具」128人の順でした。

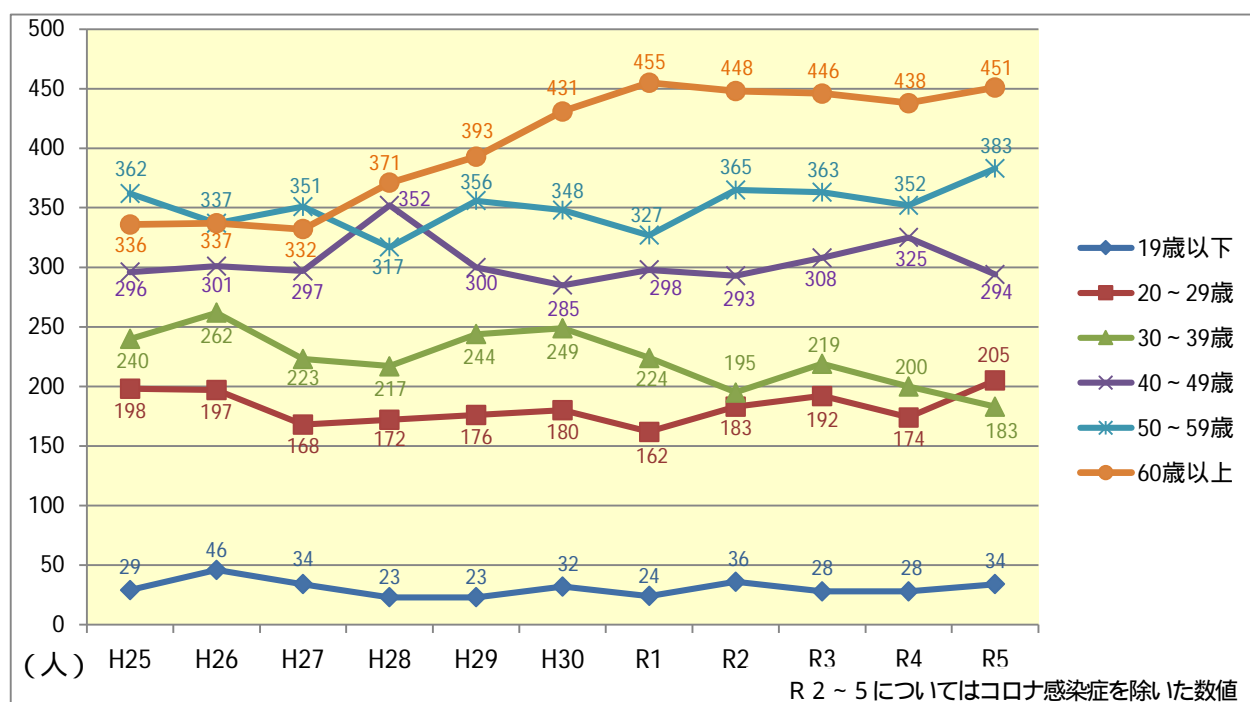
起因物別死傷災害発生状況(令和5年) (人)

業種	1位	2位	3位
全産業 1,550(100%)	仮設物・建築物・構築物等 406(26.2%)	動力運搬機 156(10.1%)	用具 128(8.3%)
製造業 412(100%)	仮設物・建築物・構築物等 79(19.2%)	一般動力機械 50(12.1%)	用具 43(10.4%)
建設業 170(100%)	仮設物・建築物・構築物等 52(30.6%)	用具 21(12.4%)	動力運搬機 18(10.6%)
道路貨物運送業 157(100%)	動力運搬機 60(38.2%)	仮設物・建築物・構築物等 33(21.0%)	荷 20(12.7%)
林業 43(100%)	環境等 24(55.8%)	木材加工用機械 7(16.3%)	車両系木材伐出機械等 5(11.6%)
第三次産業 675(100%)	仮設物・建築物・構築物等 224(33.2%)	乗物 80(11.9%)	その他の装置・設備 49(7.3%)
うち小売業 167(100%)	仮設物・建築物・構築物等 52(31.1%)	乗物 21(12.6%)	人力機械工具等 18(10.8%)
うち社会福祉施設 137(100%)	仮設物・建築物・構築物等 50(36.5%)	その他の装置・設備 12(8.8%)	乗物 10(7.3%)

(5) 年齢階層別発生状況

- ・平成28年「60歳以上」が最も多数の年齢階層となり、以後8年間継続しています。
- ・平成25年以降、「19歳以下」、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」の被災者数は横ばい・減少傾向ですが、「50～59歳」、「60歳以上」は増加傾向にあります。
- ・令和5年「全産業」における「60歳以上」の死傷者数は451人でした。
- ・令和5年「全産業」における「60歳以上」の占める令和5年の割合は29.1%であり、前年から0.2ポイント増加しました。
- ・令和5年「60歳以上」の占める業種別の割合は、「第三次産業」34.2%、「建設業」25.9%、「製造業」23.8%、「道路貨物運送業」20.4%でした。
- ・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は43.4%、「50歳以上」の占める割合は71.3%でした。

年齢階層別死傷災害発生状況の推移



【資料】

資料1 令和5年死亡災害発生状況一覧表

資料2 令和5年業種別・署別労働災害発生状況(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

資料3 愛媛県内の労働災害(休業4日以上)発生状況

資料4 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

資料5 エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

資料1 令和5年死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	新居浜	1月 11時台	その他の建設業	男	25	とび職	民間	被災者は、スレート屋根上に仮設された足場上で作業を行っていた。使用していた工具をスレート屋根上に落としたため、足場からスレート屋根に乗り、工具を拾いに向かっていた際、スレートを踏み抜き、約13m下の床面に墜落した。	墜落・転落 屋根
2	松山	2月 8時台	建築工事業	男	41	清掃員	民間	作業員2名（代表者と被災者）が商業ビルの防水工事現場に到着した後、代表者は、他の用務にて一時的に現場を離れることとなった。代表者は、被災者に対しビル屋上に道具を運搬するよう指示した。 その後、代表者は現場に戻ってきたが、被災者が見当たらないことから商業ビルの屋上付近を捜していたところ、屋上から約12m下の別の建物（パークイングの電気室）の屋上に被災者が倒れているのを発見した。	墜落・転落 建築物、構築物
3	新居浜	3月 16時台	その他の建設業	男	63	その他の作業員	民間	被災者は、ボイラーの煙道内部で掃除作業を行っていた。直径約4メートルの開口部から約20メートル墜落した。	墜落・転落 建築物、構築物
4	新居浜	3月 5時台	商業	男	48	配達員		被災者は、バイクに乗って新聞配達途中、赤信号のため路上に停止していたトラックの後部に激突した。	交通事故（交通事故） バイク
5	新居浜	4月 9時台	その他の建設業	男	41	管理者	民間	被災者の他4名が、熱交換器（重量2.4t）の搬入作業を行っていた。熱交換器は、同容器の下部に取り付けられていたチルローラーと呼ばれる搬送用器具を使用して、人力により通路を移動していた。チルローラーが外れたことから同容器が倒れ、被災者が同容器に激突され、同容器と通路との間に挟まれた。	激突され 人力運搬機
6	今治	4月 20時台	水運業	男	59	技術者		被災者は、事業場が所有する船舶の定期検査に立会するため国外の造船所に出張中、ジブクレーンに轢かれたものと推定される。	はさまれ・巻き込まれ クレーン
7	八幡浜	8月 11時台	林業	男	69	林業		林道開設工事において、被災者がチェーンソーで掘削法面上の立木を伐採（以下、同伐木を伐木という。）したところ、伐木が他の立木（以下、立木という。）にかかり木となり立木が根本から倒れ、さらに立木が別の立木（以下、立木という。）にかかり木となったことで立木が根本から被災者の方向に倒れ、立木の上部が被災者の頭部に激突した。	激突され 立木等
8	松山	9月 8時台	土木工事業	男	57	土工	民間	被災者は、貯水タンク修繕工事において、移動式クレーンでつり上げたカゴに乗り、チェーンソーで斜面上の支障木の枝払い作業を行っていたところ、乗っていたカゴが傾いたため被災者は5.7m下の道路面に墜落した。	墜落・転落 移動式クレーン
9	松山	10月 15時台	産業廃棄物処理業	男	41	運転者		クリーンセンター内において、ごみ収集車が収集したごみの入った荷箱を上昇させて、ごみをピットに投入しようとしたところ、ごみが荷箱から落下しなかったため、ごみ収集車の前輪が浮き上がり、運転者が乗ったままのごみ収集車が約6m下のピット内のごみの上に落下し、運転者が死亡した。	墜落・転落 トラック
10	八幡浜	10月 13時台	商業	男	40	作業員		作業員がドラム缶の上蓋をバーナーで溶断している際にドラム缶が爆発し、溶断作業を行っていた作業員が死亡した。	爆発 引火性の物



資料2 令和5年 業種別・署別労働災害発生状況

(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

愛媛労働局

業種別	局 署 別		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
	5年	4年	件数	増減率	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年
全 産 業	(10) 1550	(12) 1517	+33	+2.2%	(3) 658	(2) 585	(4) 426	444	(1) 186	(3) 194	(2) 169	(5) 178	111	(2) 116
製 造 業	412	(4) 403	+9	+2.2%	113	92	154	165	77	(3) 82	44	(1) 53	24	11
食 料 品 製 造 業	111	96	+15	+15.6%	49	35	21	21	4	10	27	24	10	6
織 維 工 業	11	13	-2	-15.4%	1		4	3	6	9		1		
そ の 他 の 織 維 製 品	5	5	±0	±0	1		2	1	2	4				
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	24	31	-7	-22.6%	12	14	6	6			1	6	10	
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		4	-4	-100.0%		2					1	1		
パ ル プ ・ 紙 製 造 業	24	19	+5	+26.3%	1	1	22	18			1			
紙 加 工 品 製 造 業	23	26	-3	-11.5%	1	2	22	24						
印 刷 ・ 製 本 業	5	6	-1	-16.7%		1	2	4	3					1
化 学 工 業	18	12	+6	+50.0%	3	4	10	7			1	2		3
窯 業 土 石 製 品 製 造 業	13	19	-6	-31.6%	3	3	1	5	3	3	5	7	1	1
鉄 鋼 業	8	5	+3	+60.0%	1		7	5						
非 鉄 金 属 製 造 業	2	6	-4	-66.7%	1		1	6						
金 属 製 品 製 造 業	58	43	+15	+34.9%	13	6	24	22	18	15	1		2	
一 般 機 械 器 具 製 造 業	29	34	-5	-14.7%	10	10	16	19	2	4	1	1		
電 気 機 械 器 具 製 造 業	10	7	+3	+42.9%	6	3	3	2			1		1	1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	47	(4) 46	+1	+2.2%	2	1	4	12	37	(3) 31		(1) 1	4	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3	-2	-66.7%		1			1	1				1
そ の 他 の 製 造 業	23	28	-5	-17.9%	9	9	10	10	1	1	1	8	3	
鉱 業	3	3			1		1		1	2		1		
建 設 業	(5) 170	(7) 206	-36	-17.5%	(2) 64	(1) 69	(3) 47	63	16	23	22	(4) 28	21	(2) 23
建 土 木 工 事 業	(1) 64	(4) 70	-6	-8.6%	(1) 23	23	10	18	4	8	17	(2) 9	10	(2) 12
建 築 工 事 業	(2) 71	(1) 82	-11	-13.4%	(1) 35	32	(1) 16	21	9	6	4	(1) 14	7	9
う ち 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	13	22	-9	-40.9%	6	9	4	4			1	4	2	4
そ の 他 の 建 設 業	(2) 35	(2) 54	-19	-35.2%	6	(1) 14	(2) 21	24	3	9	1	(1) 5	4	2
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業	(1) 12	15	-3	-20.0%	7	8	3	4	(1) 2	3				
道 路 貨 物 運 送 業	157	159	-2	-1.3%	73	84	55	37	11	14	11	19	7	5
貨 物 取 扱 業	17	11	+6	+54.5%	11	5	5	6	1					
う ち 港 湾 運 送 業	7	3	+4	+133.3%	2		4	3	1					
農 業	35	49	-14	-28.6%	4	4	3	3	5	2	18	24	5	16
林 業	(1) 43	20	+23	+115.0%	10	7	5	3	1	1	(1) 15	7	12	2
畜 産 ・ 水 産 業	26	27	-1	-3.7%	3	3	4	3		4	11	5	8	12
商 業	(2) 226	216	+10	+4.6%	115	105	(1) 57	56	23	29	(1) 14	9	17	17
う ち 小 売 業	(1) 167	157	+10	+6.4%	90	75	(1) 38	41	18	22	8	6	13	13
金 融 広 告 業	13	10	+3	+30.0%	10	8	1	1	1				1	1
映 画 ・ 演 劇 業			±0	±0										
通 信 業	32	21	+11	+52.4%	17	12	6	5	2	1	6	3	1	
教 育 研 究	20	19	+1	+5.3%	15	12	3	5	2			1		1
保 健 衛 生 業	200	179	+21	+11.7%	106	85	48	46	20	20	18	16	8	12
う ち 社 会 福 祉 施 設	137	134	+3	+2.2%	72	63	36	32	9	15	13	13	7	11
接 客 娯 楽 業	71	63	+8	+12.7%	40	34	12	17	15	4	2	2	2	6
う ち 飲 食 店	42	39	+3	+7.7%	24	21	9	13	7	1	1	2	1	2
清 掃 と 畜 業	(1) 54	65	-11	-16.9%	(1) 36	35	9	17	5	7	2	1	2	5
官 公 署		1	-1	-100.0%				1						
そ の 他 の 事 業	59	(1) 50	+9	+18.0%	33	(1) 22	13	12	4	2	6	9	3	5

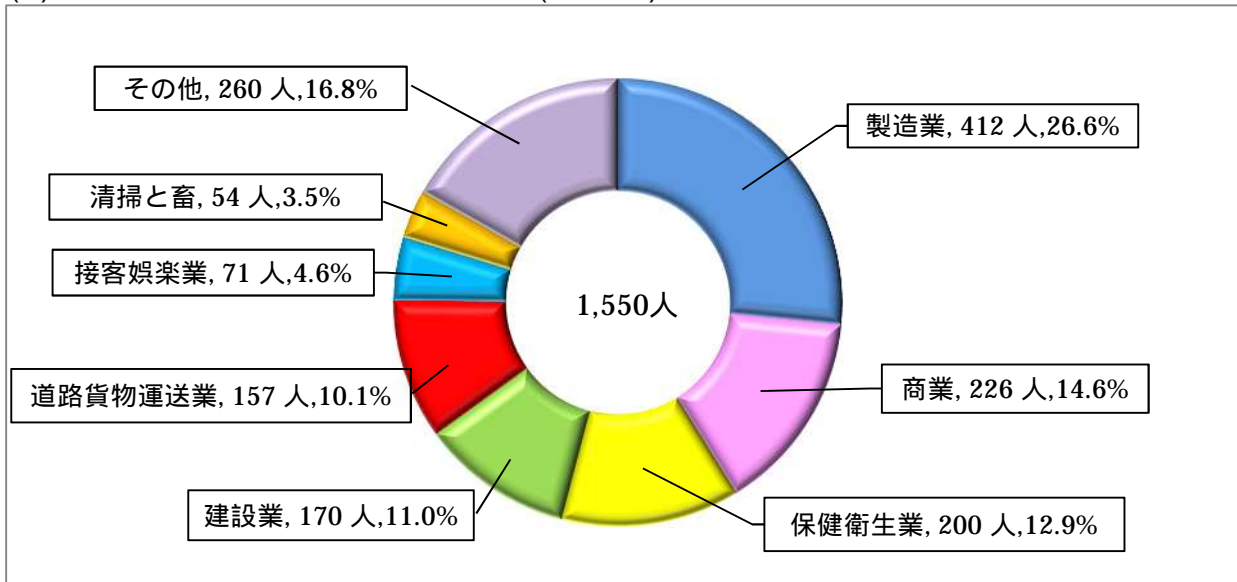
労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、()内は、死亡者数を表し内数である。

愛媛県内の労働災害（休業4日以上）発生状況

愛媛労働局

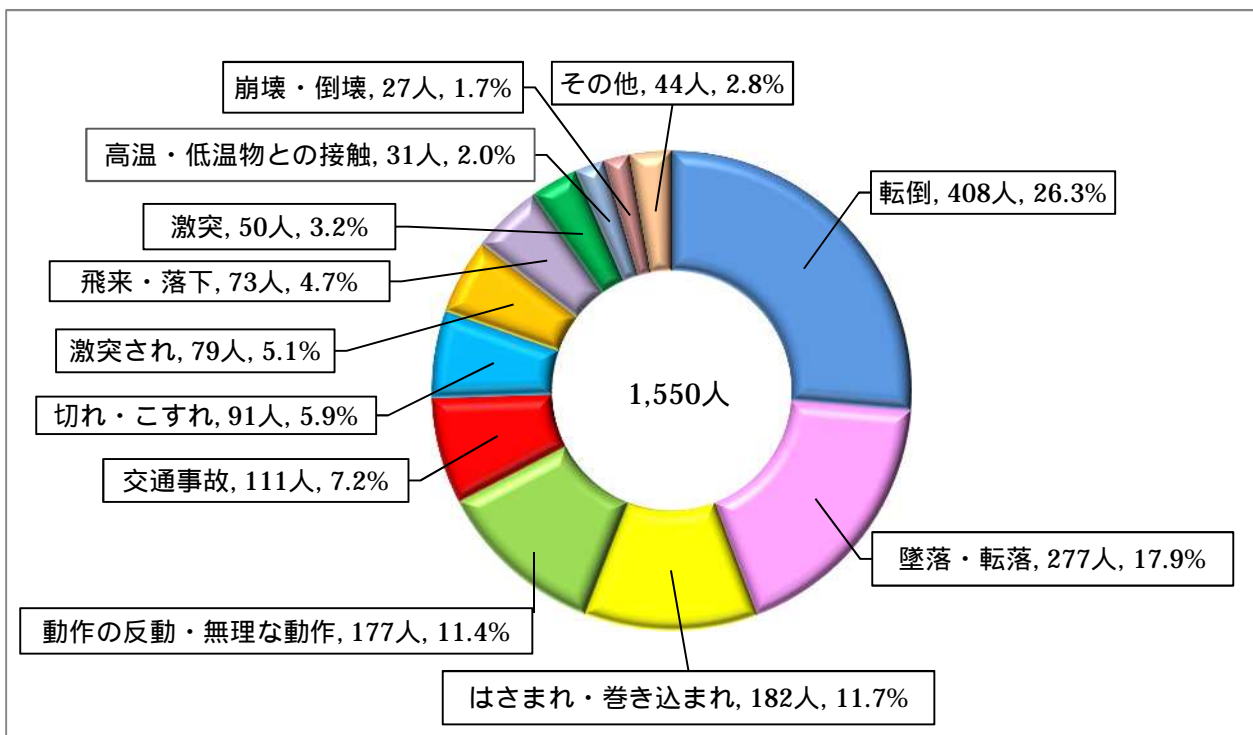
1 全業種における死傷災害発生状況

(1) 令和5年業種別労働災害死傷者数(全業種)



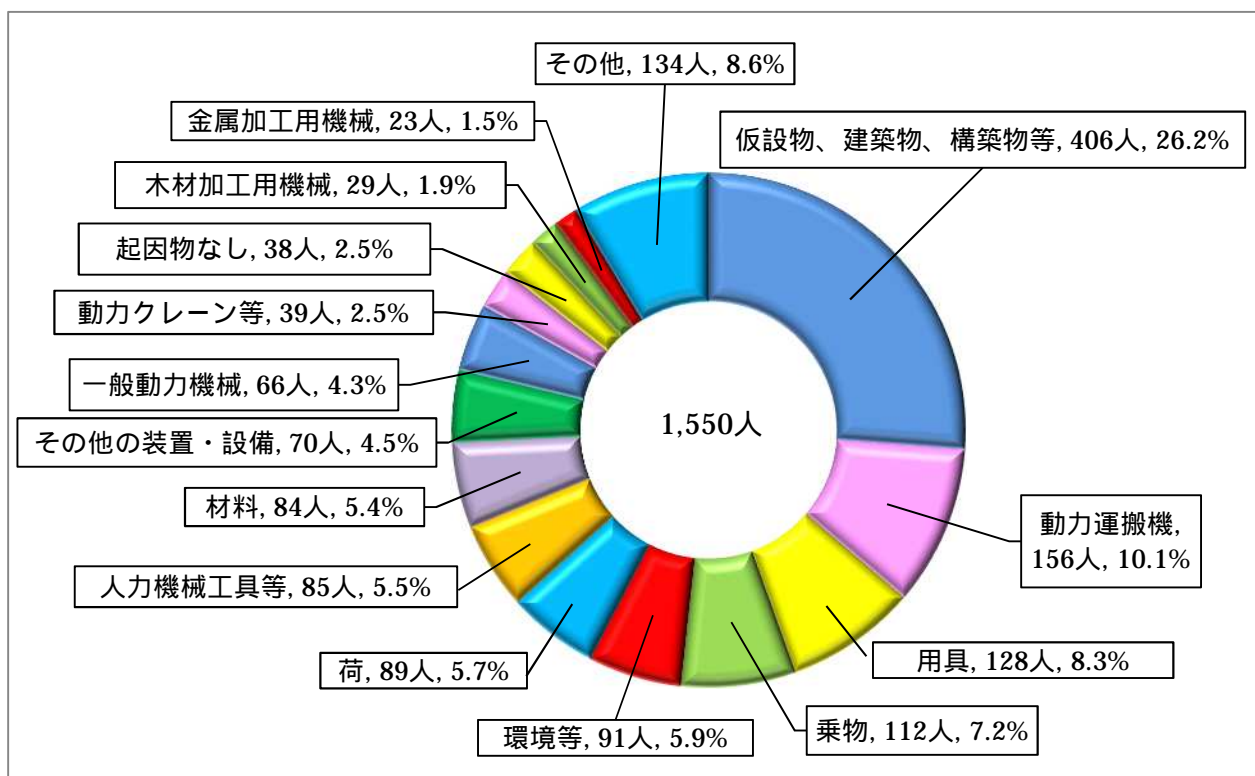
・「製造業」、「商業」、「保健衛生業」、「建設業」、「道路貨物運送業」の5業種で、全業種の75.2%を占めた。

(2) 令和5年事故の型()別労働災害死傷者数(全業種)



「事故の型」とは、「傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象」
 ・「転倒」が事故の型である災害が最も多く、全業種の26.3%を占めた。

(3) 令和5年起因物()別労働災害死傷者数(全業種)

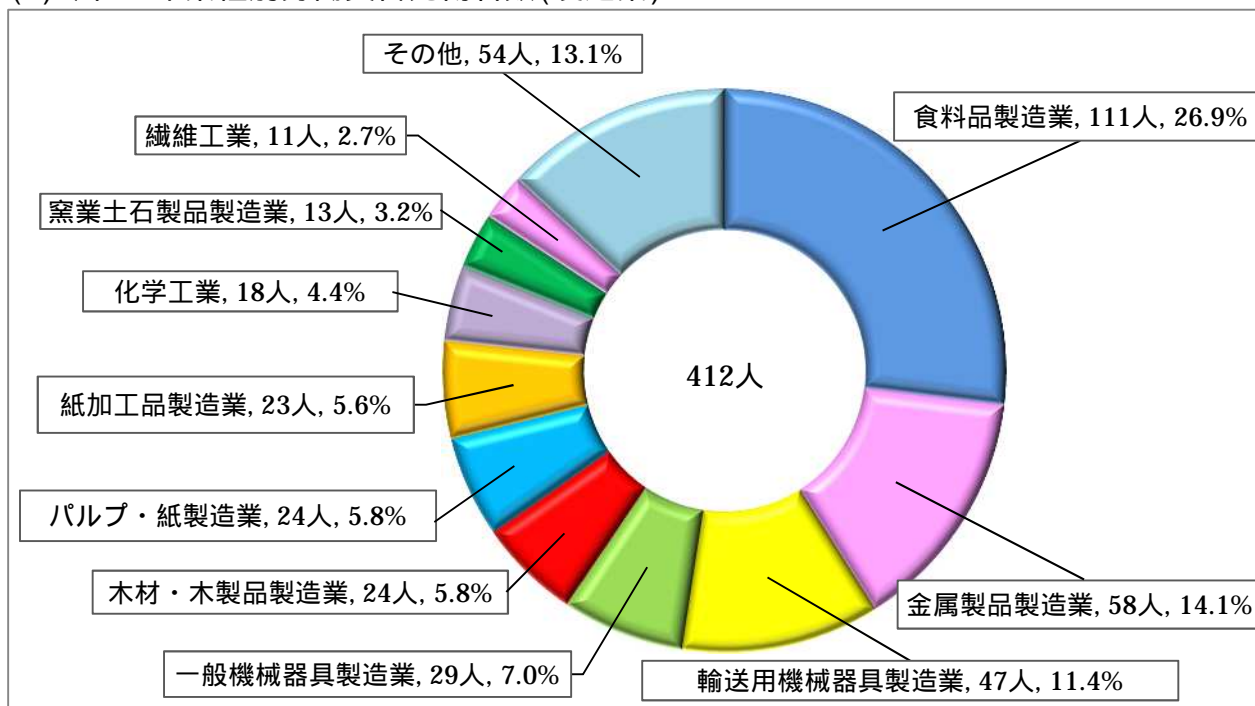


「起因物」とは、「災害をもたらすもととなった機械、装置など」

・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、全業種の26.2%を占めた。

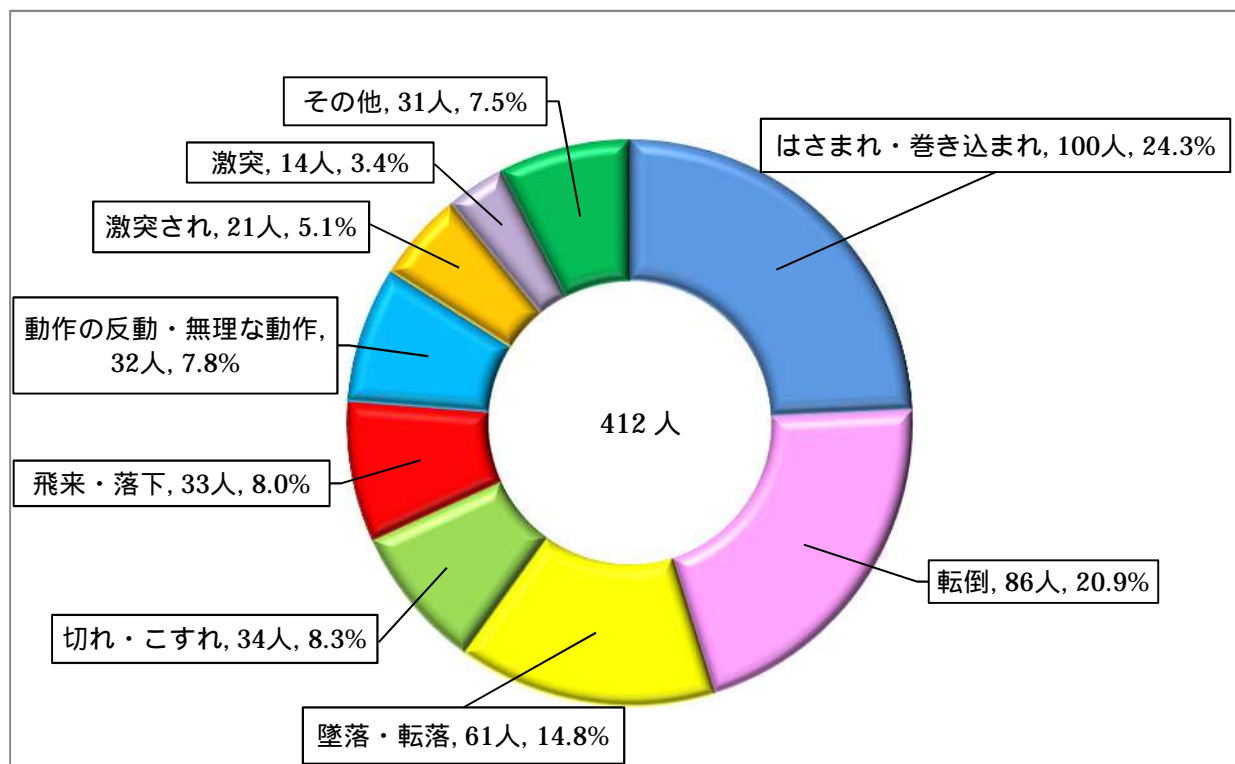
2 製造業における死傷災害発生状況

(1) 令和5年業種別労働災害死傷者数(製造業)



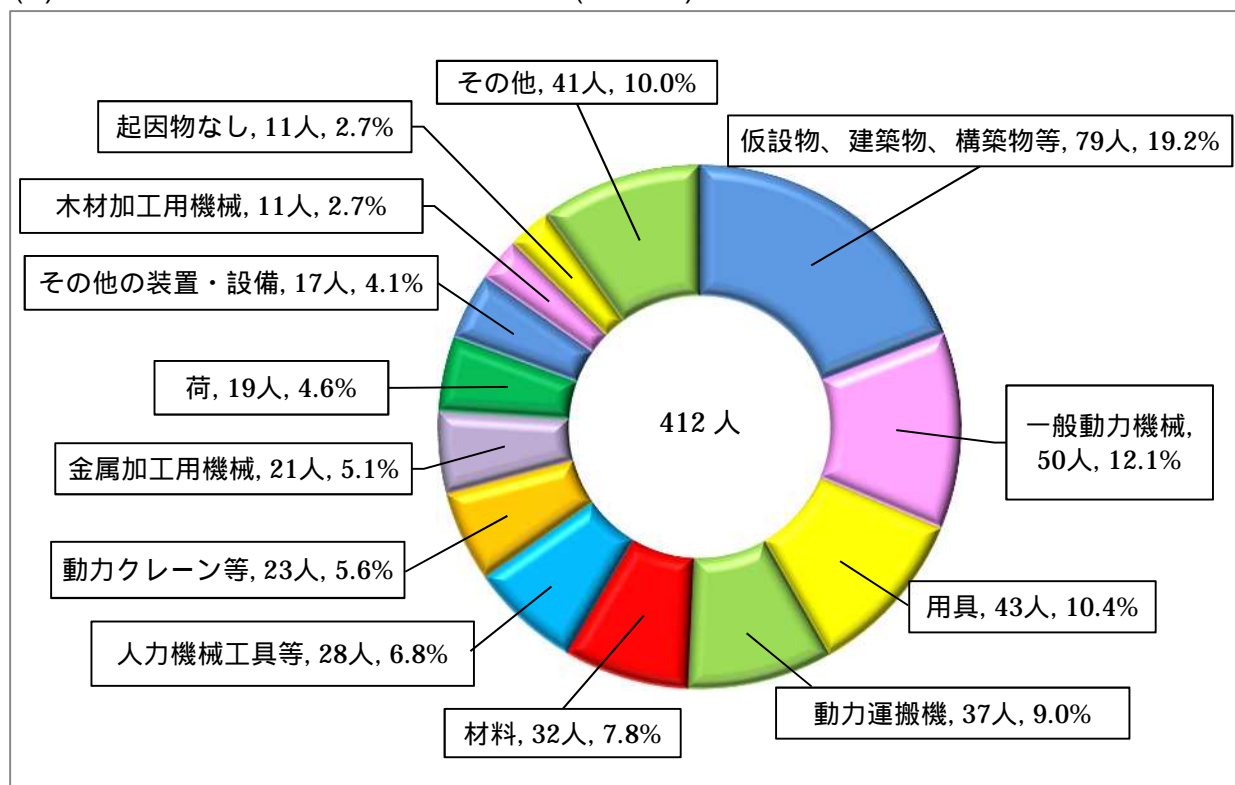
・「食料品製造業」における災害が最も多く、製造業全体の26.9%を占めた。

(2) 令和5年事故の型別労働災害死傷者数(製造業)



・「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「墜落・転落」の3事故の型が、製造業全体の60.0%を占めた。

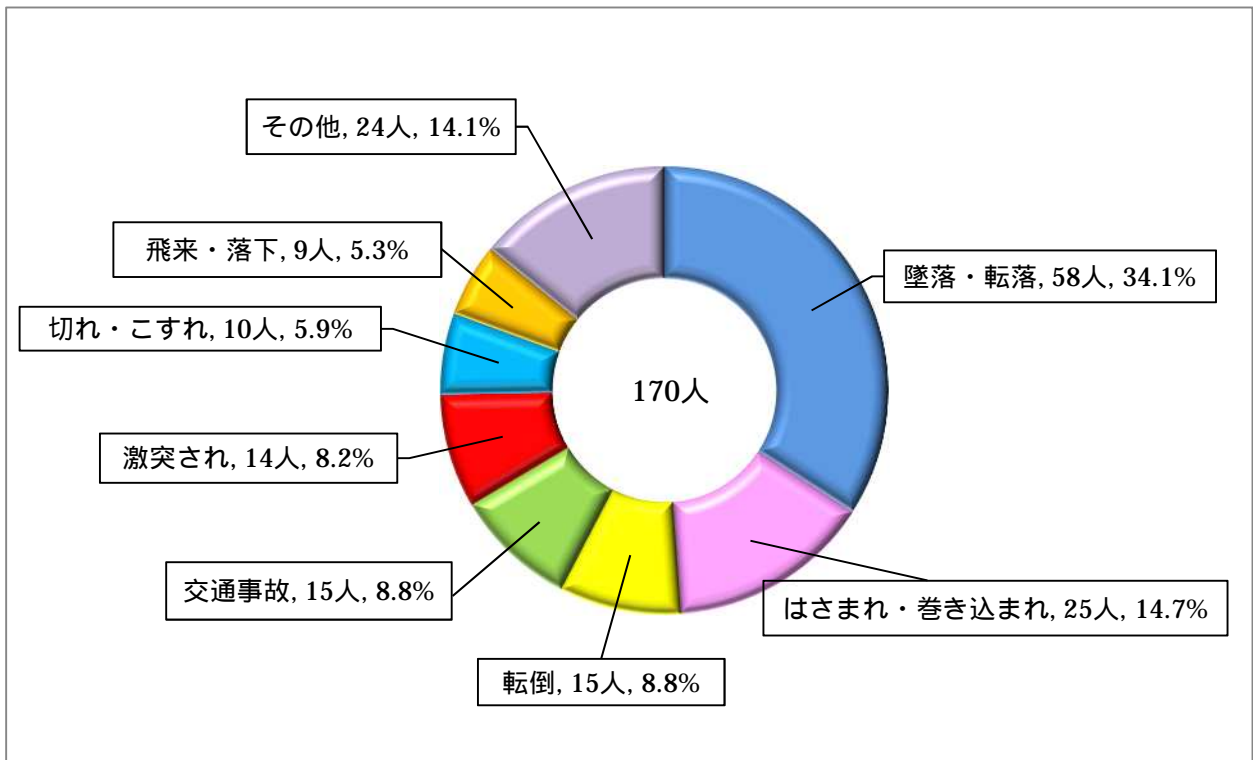
(3) 令和5年起因物別労働災害死傷者数(製造業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、製造業全体の19.2%を占めた。

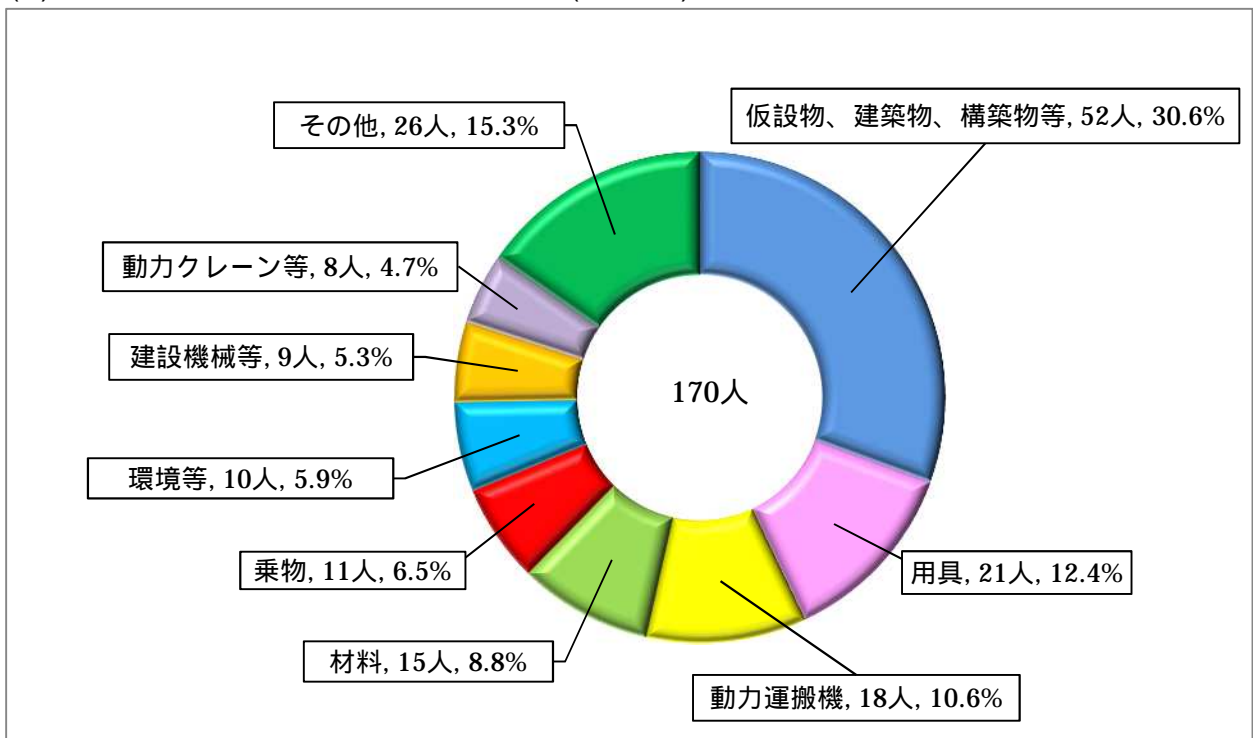
3 建設業における死傷災害発生状況

(1) 令和5年事故の型別労働災害死傷者数(建設業)



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、建設業全体の34.1%を占めた。

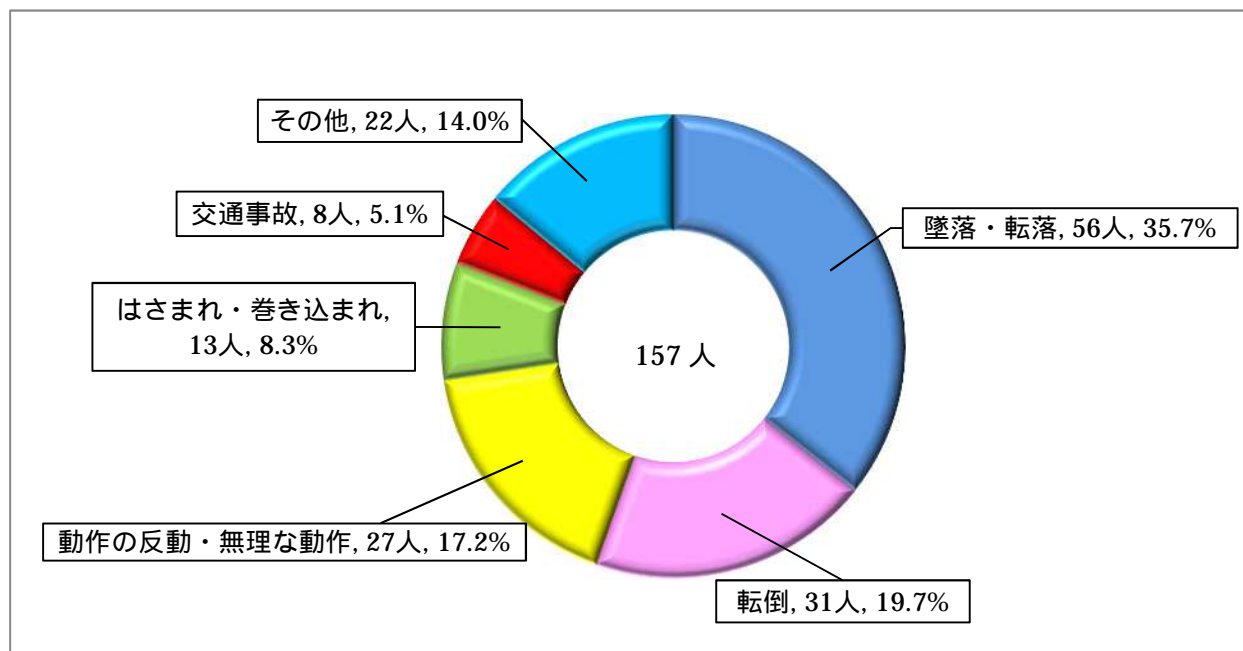
(2) 令和5年起因物別労働災害死傷者数(建設業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、建設業全体の30.6%を占めた。

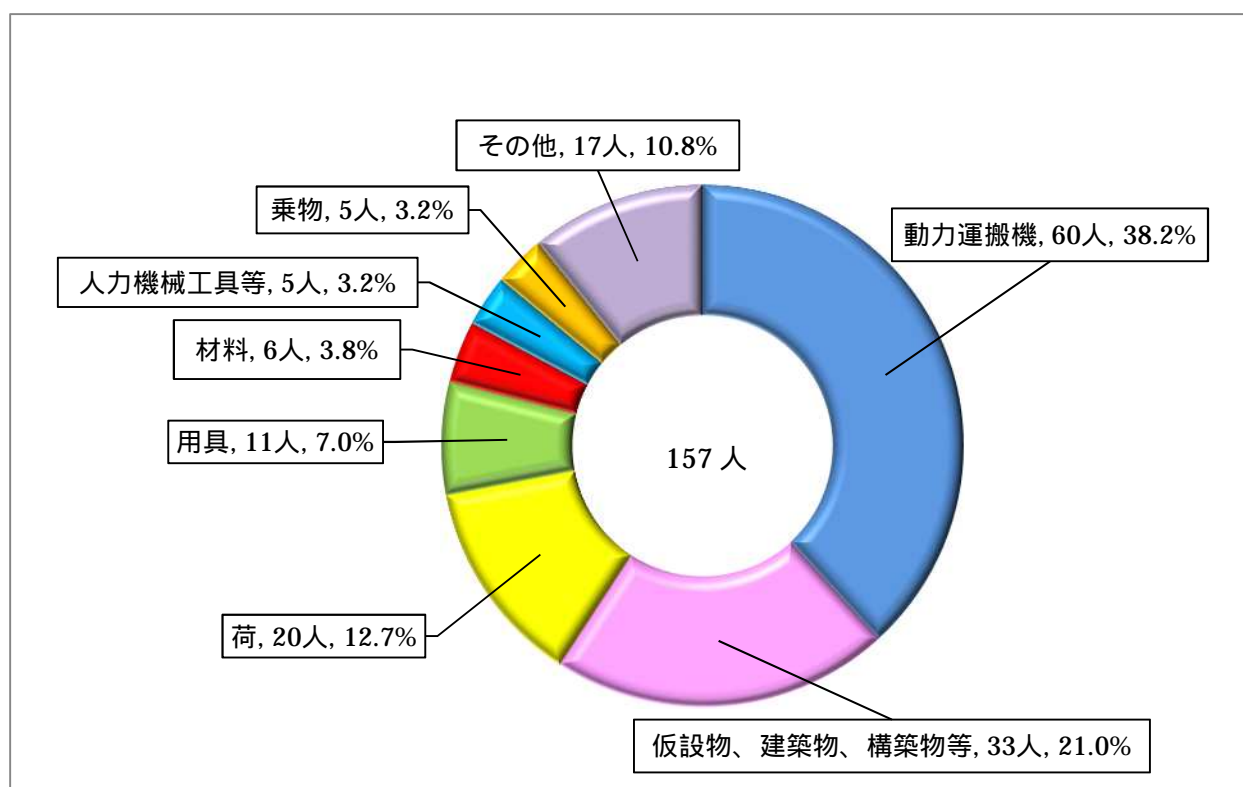
4 道路貨物運送業における死傷災害発生状況

(1) 令和5年事故の型別労働災害死傷者数(道路貨物運送業)



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の35.7%を占めた。

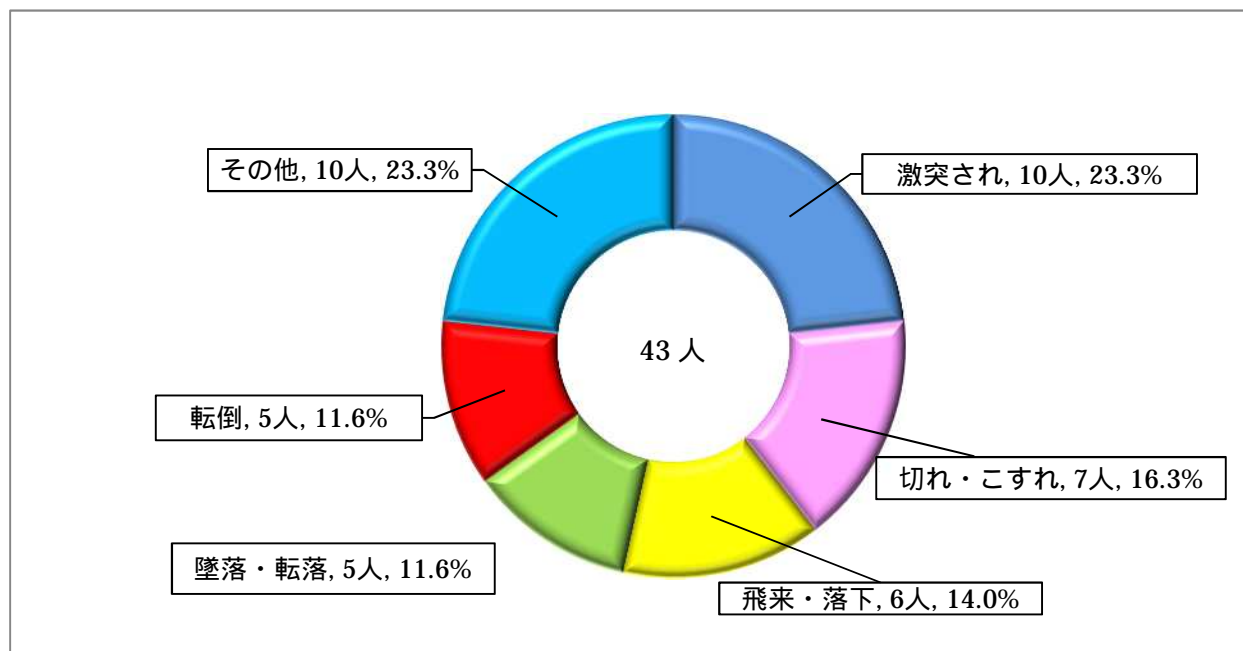
(2) 令和5年起因物別労働災害死傷者数(道路貨物運送業)



・「動力運搬機」が起因物である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の38.2%を占めた。

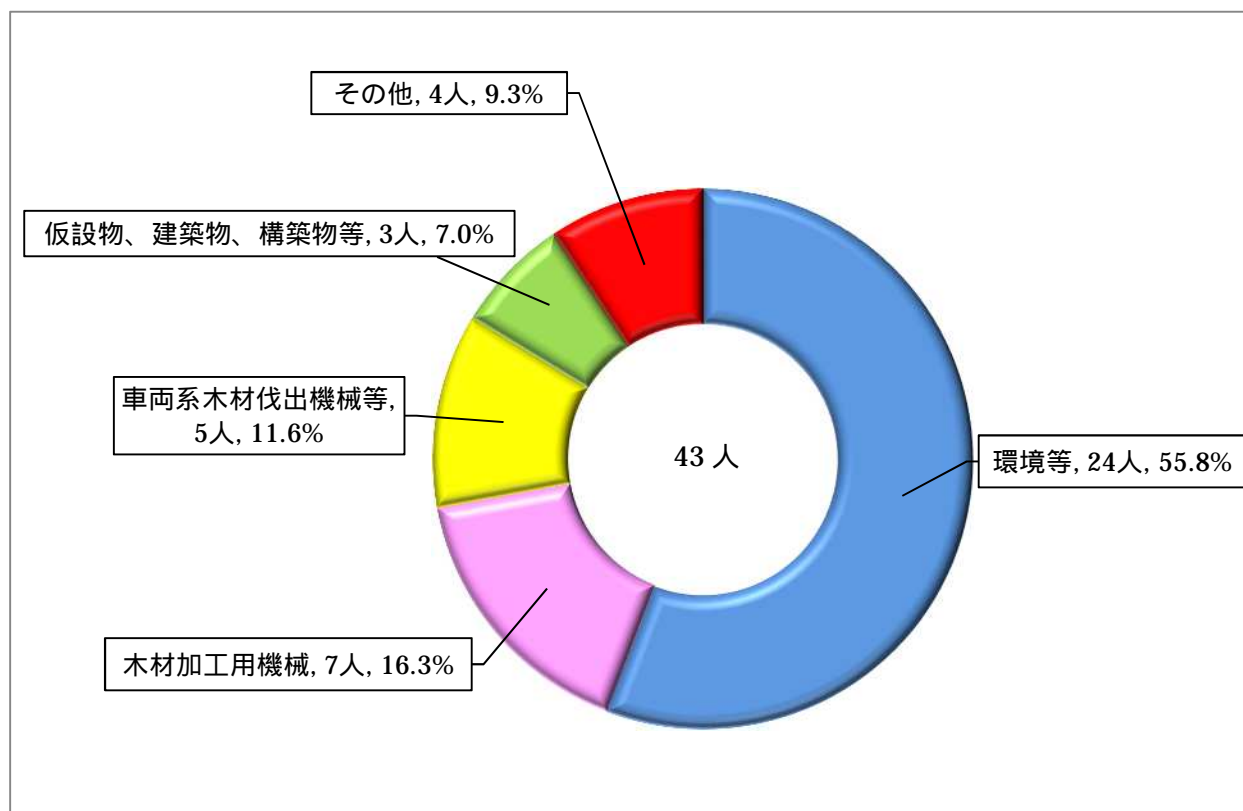
5 林業における死傷災害発生状況

(1) 令和5年事故の型別労働災害死傷者数(林業)



・「衝突され」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「墜落・転落」、「転倒」の5事故の型が、林業全体の76.8%を占めた。

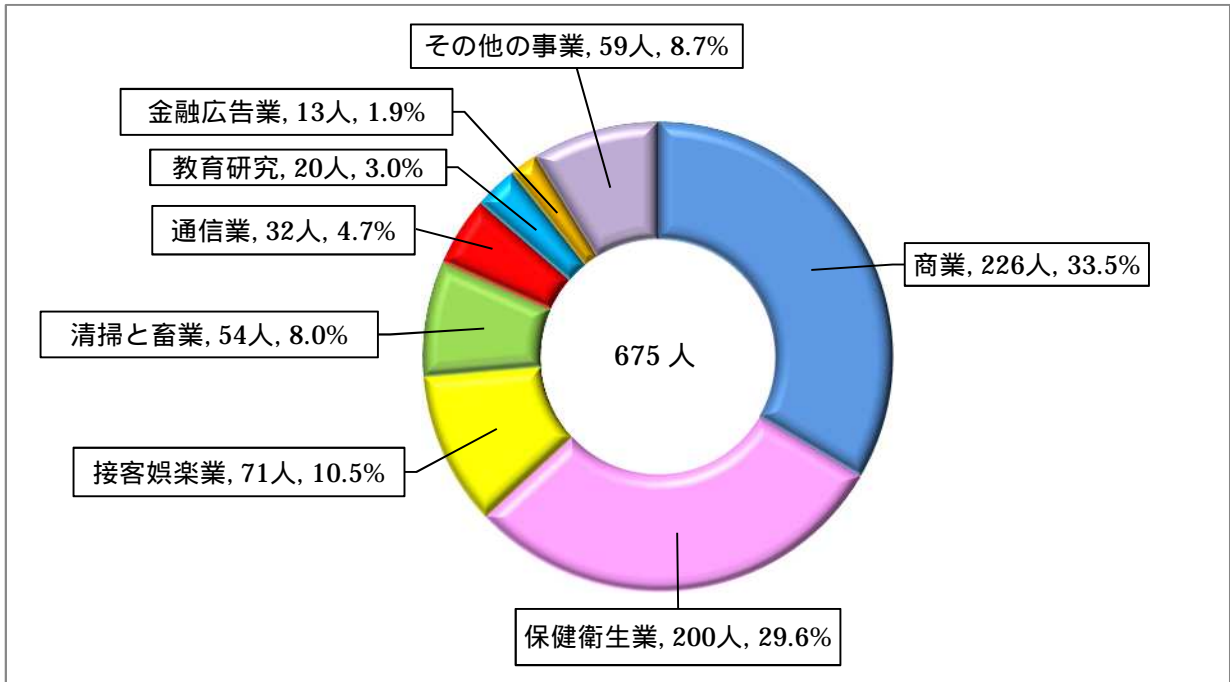
(2) 令和5年起因物別労働災害死傷者数(林業)



・立木や伐倒木等「環境等」が起因物である災害が最も多く、林業全体の55.8%を占めた。

6 第三次産業()における死傷災害発生状況

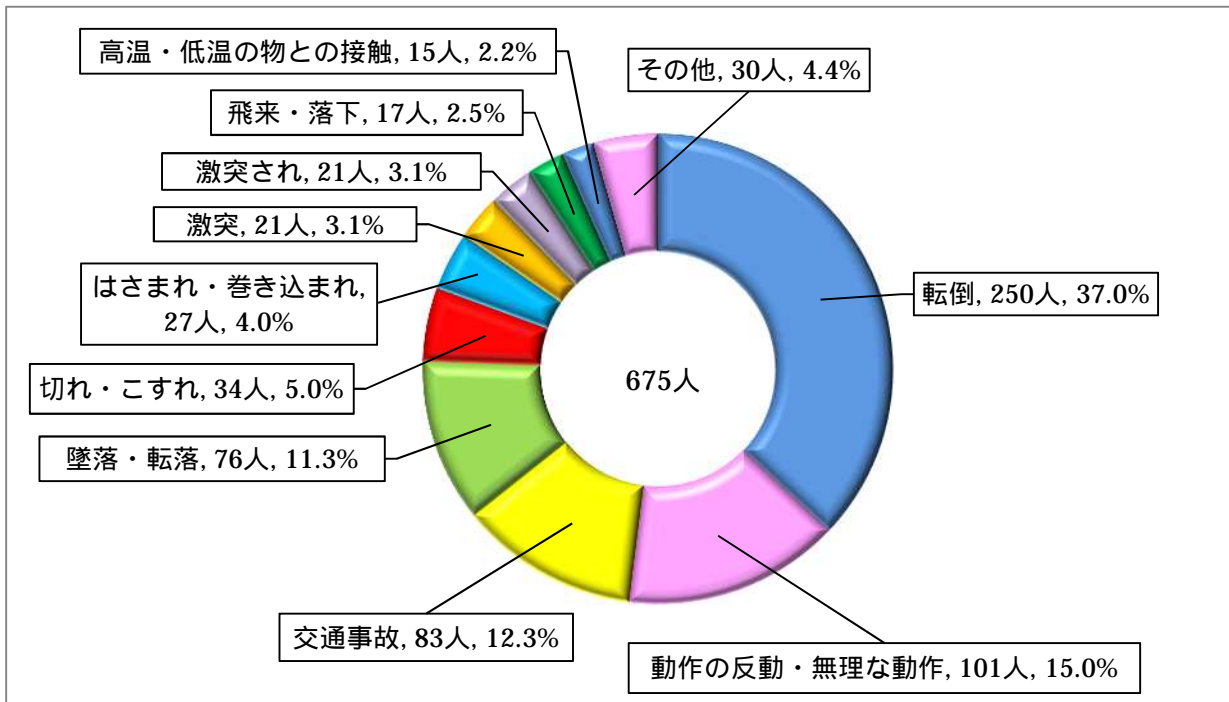
(1) 令和5年業種別労働災害死傷者数(第三次産業)



「第三次産業」とは「商業」、「金融広告業」、「映画・演劇業」、「通信業」、「教育研究」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」、「清掃と畜業」、「官公署」、「その他の事業」の総称。

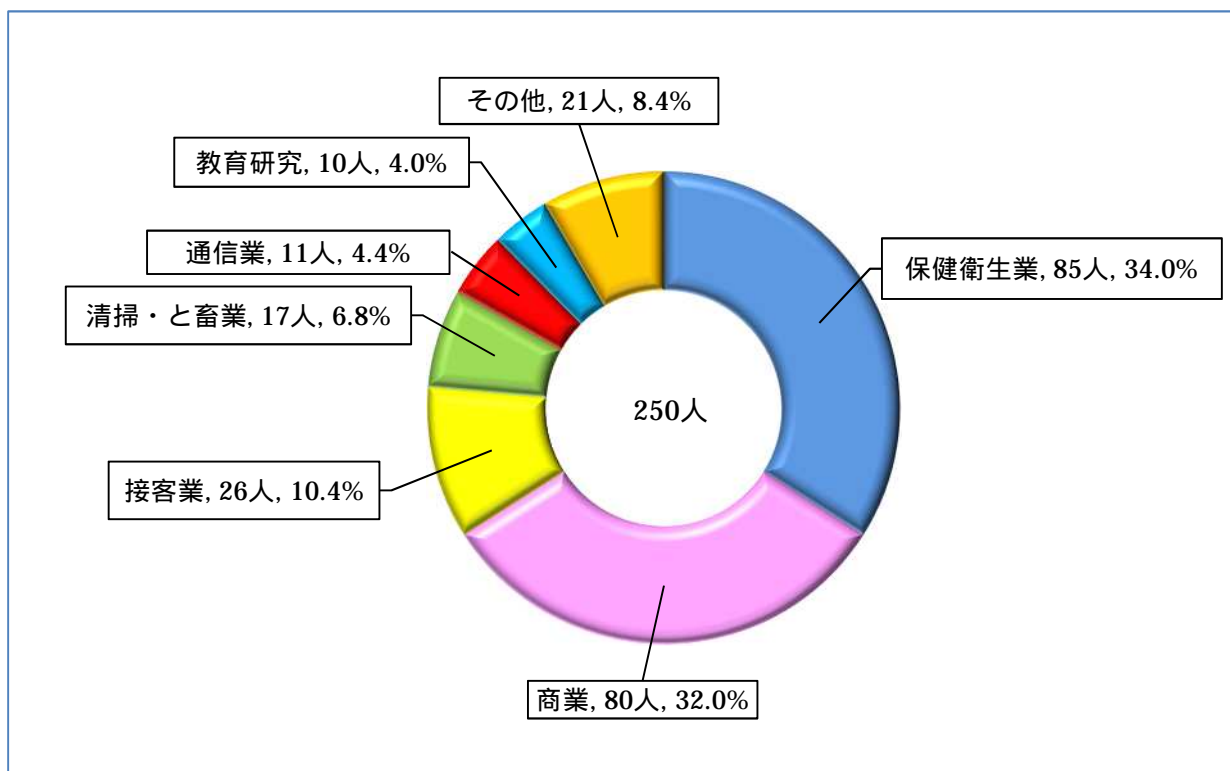
・「商業」、「保健衛生業」の2業種が、第三次産業全体の63.1%を占めた。

(2) 令和5年事故の型別労働災害死傷者数(第三次産業)



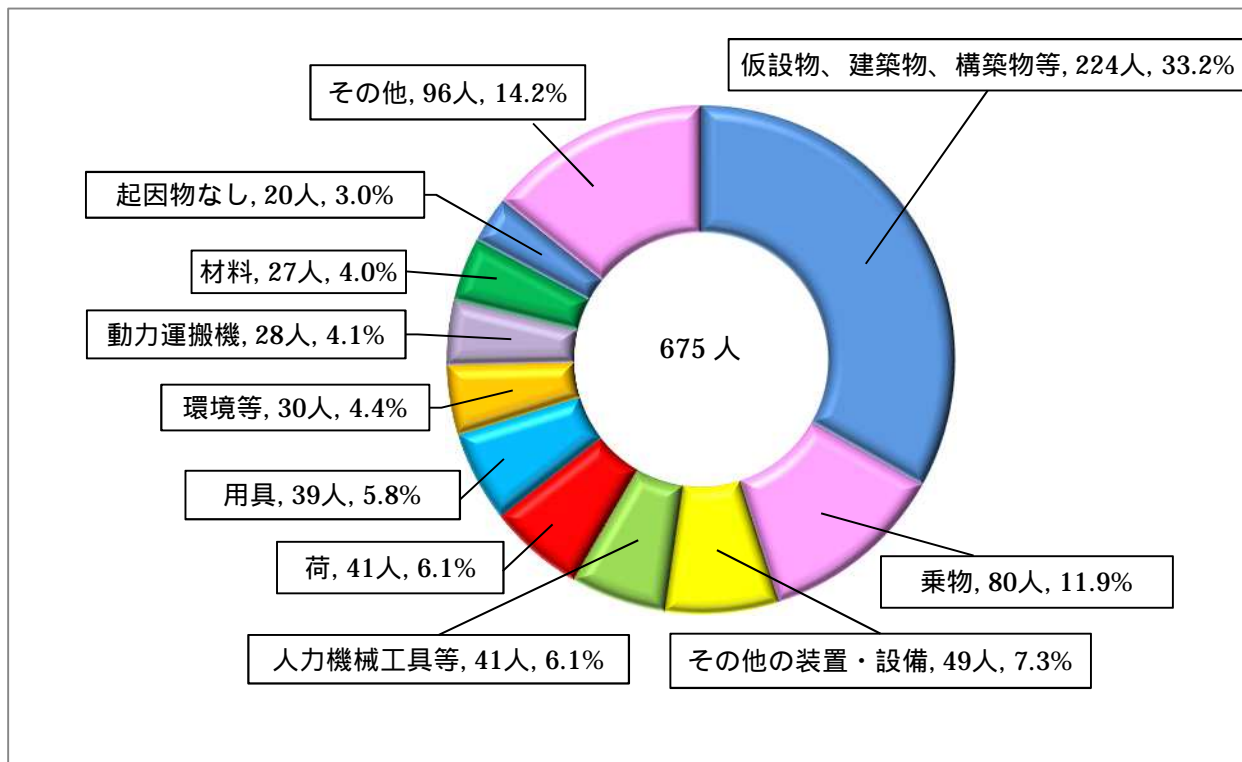
・「転倒」による「全産業」の死傷者408人のうち、250人(61.3%)が「第三次産業」において発生した。

(3) 令和 5 年転倒災害における業種別労働災害死傷者数(第三次産業)



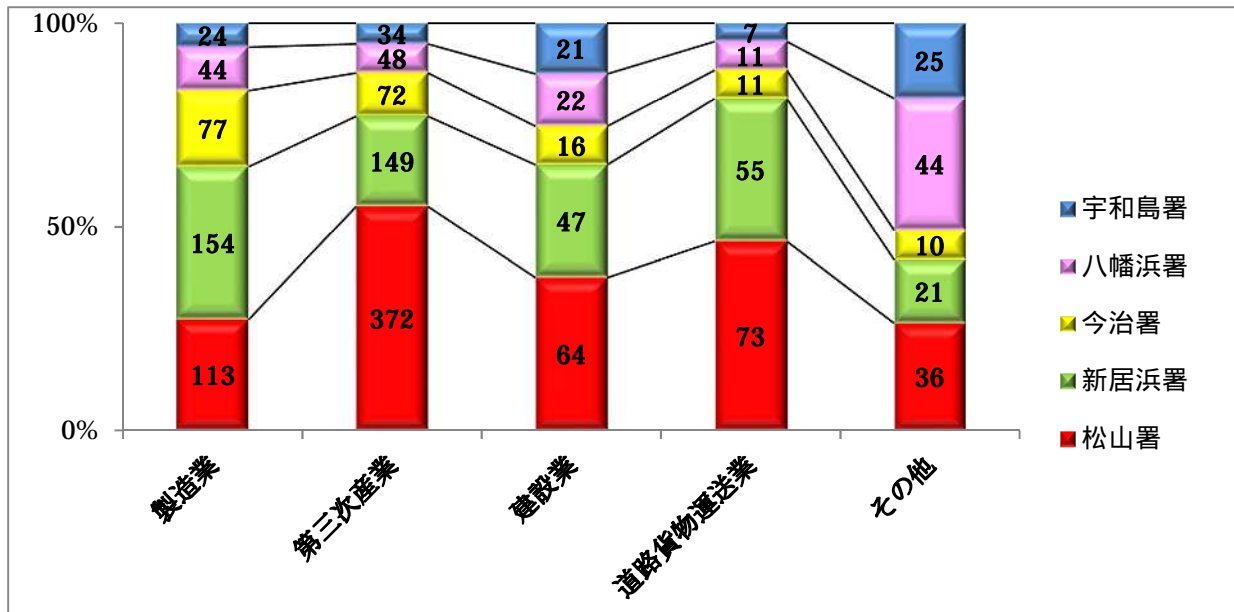
・第三次産業で発生した転倒災害のうち、「保健衛生業」、「商業」の2業種が、第三次産業全体の66%を占めた。

(4) 令和 5 年起因物別労働災害死傷者数(第三次産業)



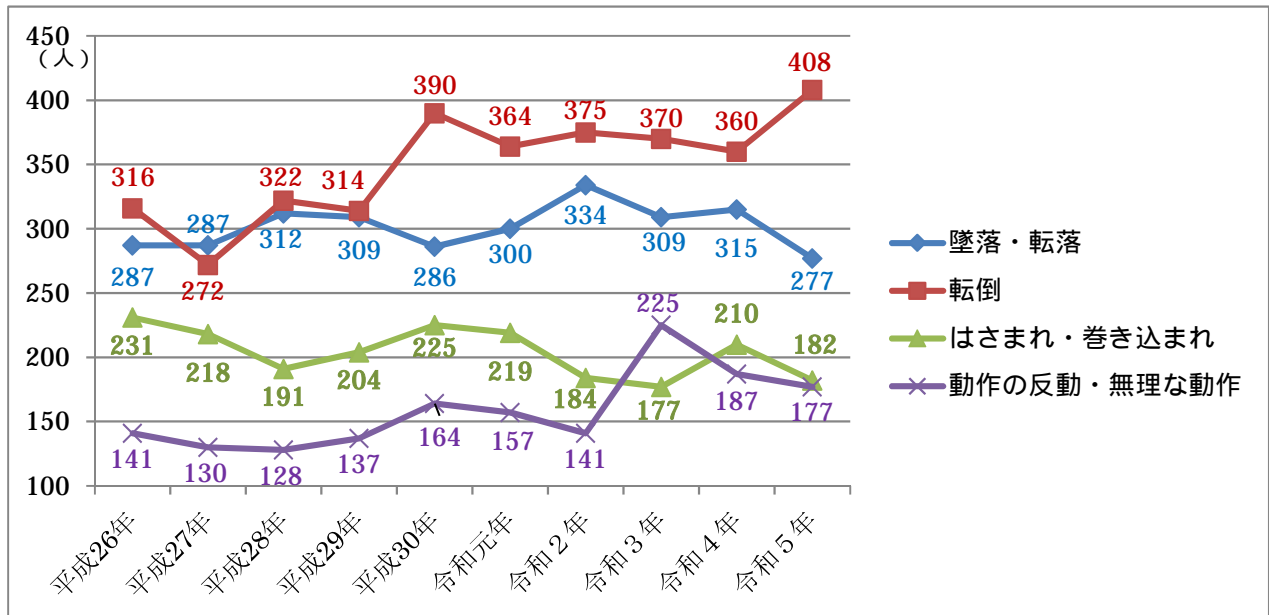
・「建築物等」が起因物である災害が最も多く、第三次産業全体の33.2%を占めた。

7 令和5年業種別・署別労働災害死傷者数と割合



- ・ 製造業の 37.4% (154 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 第三次産業の 55.1% (372 人) は松山署管内において発生した
- ・ 建設業の 37.6% (64 人) は松山署管内、27.6% (47 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 道路貨物運送業の 46.5% (73 人) は松山署管内において発生した

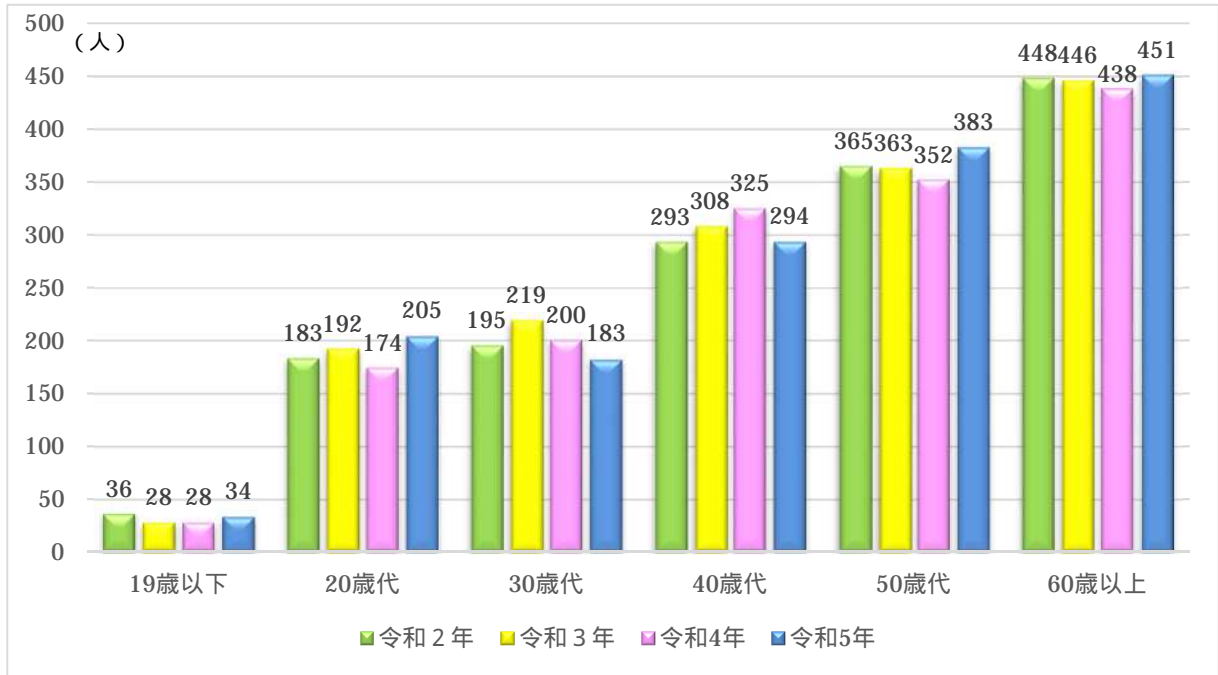
8 発生件数が多い事故の型別労働災害死傷者数の推移



- ・ 「転倒」は増加傾向である(令和5年対前年比48人・13%増加)。
- ・ 「墜落・転落」は減少傾向である(令和5年対前年比38人・12.1%減少)。
- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」は減少傾向である(令和5年対前年比28人・13.3%減少)。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」は平成26年以降横ばいであったが、令和3年大幅に増加し、その後減少している(令和5年対前年比10人・5.3%減少)。

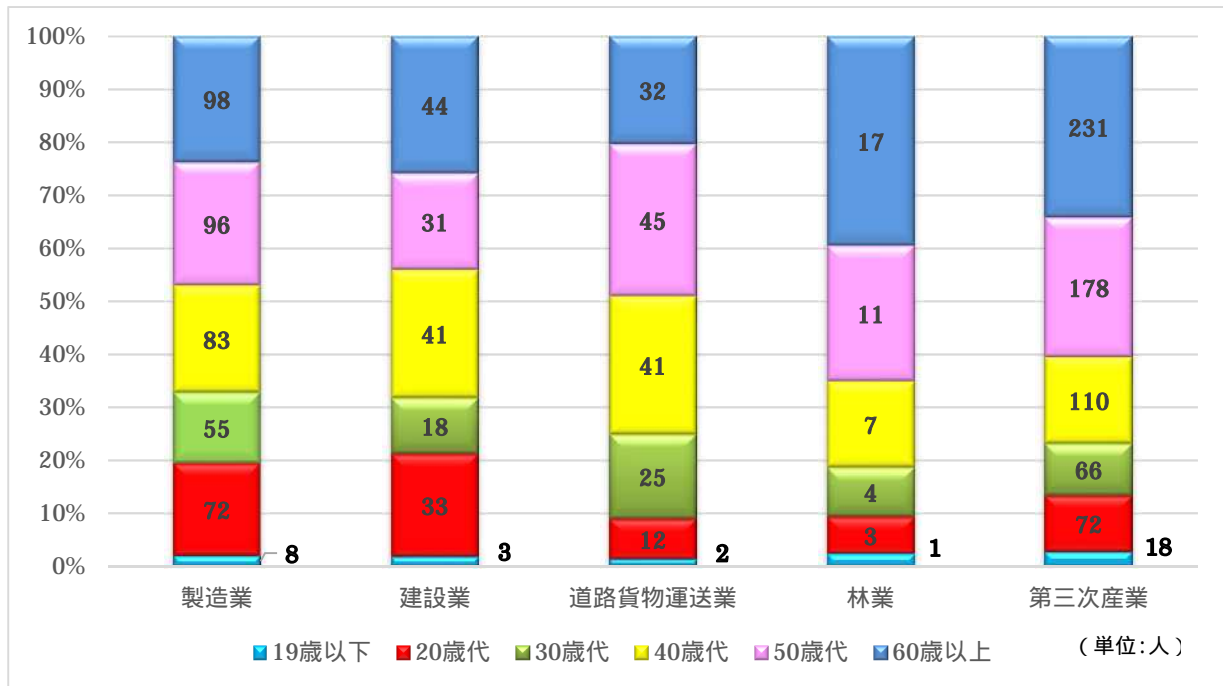
9 年齢階層別の労働災害発生状況

(1) 年齢階層別労働災害発生状況の推移



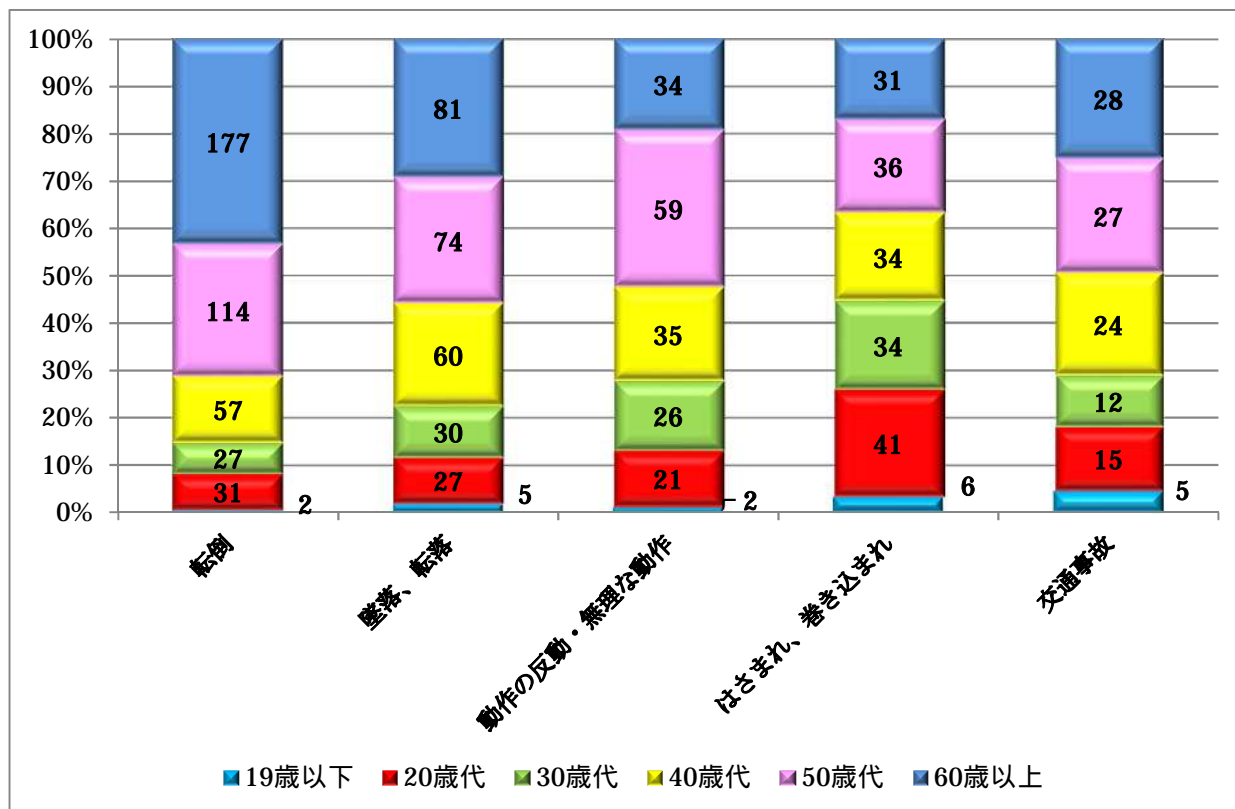
- ・ 60歳以上の死傷者数について、令和5年は13人（3.0%）増加した
- ・ 全死傷者数に占める60歳以上の死傷者数の割合は、令和4年は28.9%であったが、令和5年には29.1%となり0.2ポイント増加した

(2) 令和5年主要な業種別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合



- ・ 主要な業種別に見た60歳以上の死傷者の割合は、製造業23.8%、建設業25.9%、道路貨物運送業20.4%、林業39.5%、第三次産業34.2%となっている

(3)令和5年主要な事故の型別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合








・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は43.4%、「50歳以上」の占める割合は71.3%であった。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう





50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 ()
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 > 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

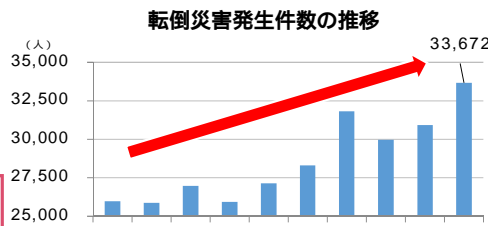
-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する ()
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 ()
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

() については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）資料4



転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

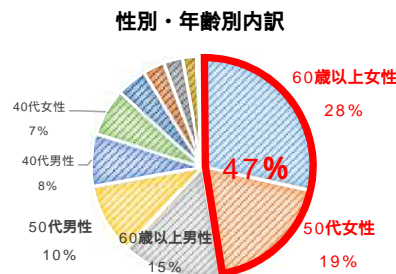
転倒災害による平均休業日数（労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

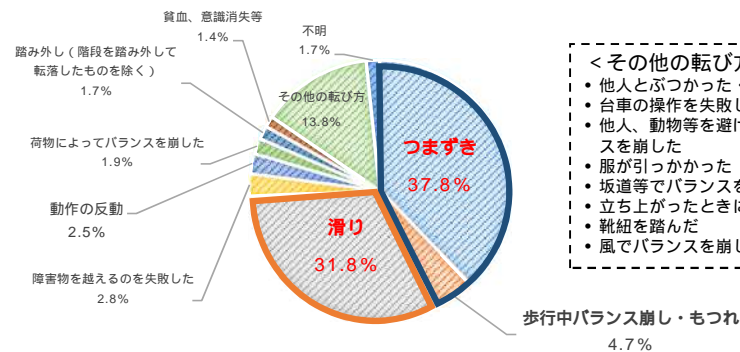
転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



転倒時の類型



- < その他の転び方 >
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
 - 台車の操作を失敗した
 - 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - 服が引っかかった
 - 坂道等でバランスを崩した
 - 立ち上がったときにバランスを崩した
 - 靴紐を踏んだ
 - 風でバランスを崩した

主な原因と対策

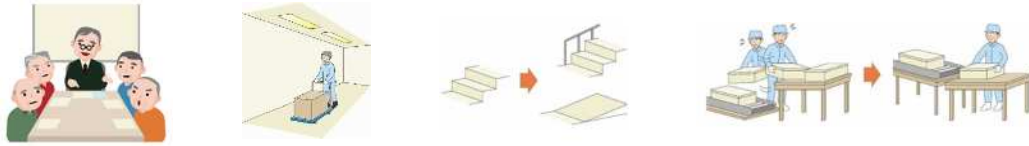
転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）





働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)**
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)**
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
 - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
 - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金

